

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公開番号】特開2012-96374(P2012-96374A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-243348(P2010-243348)

【国際特許分類】

B 41 J 29/38 (2006.01)

G 06 F 3/12 (2006.01)

【F I】

B 41 J 29/38 Z

G 06 F 3/12 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

図2は、重連印刷時の画像形成システム1の構成(重連構成)を示す。

図2に示すように、画像形成システム1は、重連構成の場合、さらに、給紙装置7、表裏反転装置8、及び後処理装置9を有する。この画像形成システム1では、重連構成において、第1画像形成装置2及び第2画像形成装置3の配置を上流側にするか、下流側にするかは自由な組み合わせが可能であるが、図2に示す実施形態の例では、上流側に第1画像形成装置2を配置し、下流側に第2画像形成装置3を配置している場合を示す。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

通信部18は、第1画像形成装置2が通信手段6を介して外部装置4,5と通信するためのものである。

ところで、モノクロ印刷を行う第1画像形成装置2及びカラー印刷を行う第2画像形成装置3といった異機種の画像形成装置で重連印刷を行う重連構成となっているような場合にあっては、印刷媒体の搬送路に対するそれら画像形成装置の並び方によってはその画像形成能力を十分発揮できない場合がある。すなわち、カラー印刷を行う第2画像形成装置3を搬送路上流側に配置し、モノクロ印刷を行う第1画像形成装置2を搬送路下流側に配置すると(図2に示す配置とは反対の配置にすると)、搬送路上流側の第2画像形成装置3で画像形成に用いる色数(対応色数)が多くなることで、搬送路下流側の第1画像形成装置2に搬送される印刷媒体が変形してしまい、印刷面が平らでなくなる場合がある。例えば、トナーに光を当ててトナーを溶かして印刷媒体に定着させるフラッシュ定着方式では、印刷媒体が縮んでしまう。第2画像形成装置3がこのようなフラッシュ定着方式を採用している場合には、第1画像形成装置2では、第2画像形成装置3で画像形成されて搬送されてきた印刷媒体(連続紙)に画像形成すると印刷画質が悪くなってしまい、画像形成能力を十分発揮できない。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0033**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0033】**

ステップS5では、制御部15は、表示部14aにより、変更の実行を確定するか否かを通知する。

続くステップS6において、制御部15は、前記ステップS5の通知に対応して使用者が変更の実行を確定する操作をしたか否かを判定する。制御部15は、使用者が変更の実行を確定する操作をしたと判定すると、ステップS7に進む。また、制御部15は、使用者が変更の実行を確定する操作をしていないと判定すると、例えば、使用者が変更の実行の中止又は変更の再設定をすることを選択した場合、該図4に示す処理を終了する。